

公益社団法人 松阪青年会議所

個人情報取扱いに関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人松阪青年会議所（以下「本会議所」という。）が取扱う個人情報の適正な管理に関する事項を定めることにより、本会議所が行う事業等の適正な運営を図りつつ、法令等を遵守した個人情報保護を目的とするものである。

(語句の定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語・語句の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、他の情報と容易に照合することにより、特定の個人を識別できるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を検索可能な状態においた情報集合体をいい、その形態を問わない。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

本会議所が開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものとして政令で定められるもの、又は6ヶ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(5) 会員等

本会議所の会員をいい、その名称、役職を問わない。

(6) 本人

当該個人情報により識別できる、生存する個人をいう。

(7) 個人情報管理責任者

本会議所の理事長とし、本会議所において個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

(8) 個人情報管理者

個人情報管理責任者によって任命され、本会議所が取り扱う個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有するものをいう。

(9) 法令等

個人情報の保護に関する法律、政令、各省告示のガイドラインその他個人情報に関連する法令、指針、通達的一切をいう。

第3条（適用範囲）

(1) この規程は、本会議所の会員に適用し、必要がある場合は、本規程の一部を本会議所の会員以外の者にも適用することがある。

(2) この規程は、本会議所が現に保有している個人情報及び取得するであろうすべての個人情報を対象とする。

第2章 個人情報の取得及び取扱い

(利用目的)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなくてはならない。

(個人情報の取得)

第5条

(1) 個人情報の取得は、利用目的達成のため必要な限度で行うものとし、適法かつ公正な手段でこれを行い、偽りその他不正の手段により取得しない。

(2) 思想、信条、宗教、人種、民族、社会的身分その他社会的差別の原因となりうる個人情報の取得、保有、第三者への提供等の取扱いに関しては、本人の明確な同意がある場合、法令に特段の規定がある場合以外、その取扱いの適正さを確保し特段の配慮をしなければならない。

(3) 個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に対して通知し、又は公表しなくてはならない。

(4) 前項の規定にかかわらず、本人から書面（電子及び磁気データを含む。）により本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。また、本人の同意を得るように努めなければならない。

(個人情報の利用)

第6条

- (1) 個人情報の利用は、法令等により認められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得て、目的の範囲内にて行うものとする。
- (2) 目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、あらたな利用目的、個人情報管理責任者名及び第5章の権利を通知し、本人の同意を得た上で行うものとする。
- (3) 会員等は、業務の遂行上必要な限り、個人情報管理者又は個人情報管理責任者の承認を得て、必要かつ適切な方法により、外部への移送・送信をなし得るものとする。
- (4) 第1項、第2項及び第5条第4項の規定は、以下の場合には適用しない。
 - ①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合
 - ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会議所の正当な利益を侵害するおそれがある場合
 - ③国又は地方公共団体がその事務を遂行する際に必要がある場合で、利用目的を通知・公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (5) 本会議所は、利用目的の範囲を超えて取得された個人情報について、破棄又は削除若しくは本人に返却する場合を除き、その個人情報を処理してはならない。

(個人データの正確性の確保)

第7条 個人データは、正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

(個人データの安全管理措置)

第8条

- (1) 個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (2) 会員等は、法令等又はこの規程に違反している事実若しくは兆候があることに気付いた場合、個人データの漏洩等の事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、個人情報管理者又は個人情報管理責任者に報告しなくてはならない。
- (3) 前項の報告を受けた個人情報管理者又は個人情報管理責任者は、内容を調査し、直ちに理事会に当該事実を報告するとともに、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第3章 個人データの委託・第三者提供

(個人データの委託処理等に関する措置)

第9条 個人データの処理等を第三者に委託する場合には、個人情報管理者は、以下の各

号の措置を講じなければならない。

- (1) 個人データの委託予定先に対して、責任者との面談、訪問等により、個人情報保護のための安全管理措置が講じられているか確認すること
- (2) 個人データの委託予定先に対して、機密保持契約を締結すること
- (3) 委託中、従業者等は、委託先が本会議所との契約を遵守しているかどうか確認し、万一契約に抵触する事項を発見したときには、その旨を個人情報管理者に報告しなければならない。
- (4) 前項の通知を受けた個人情報管理者は、個人情報管理責任者と協議の上、個人データの委託先に対して必要な措置を講じなければならない。
- (5) 個人情報管理者は、定期的に委託先責任者との面接、訪問等により委託先の個人情報保護の状況を確認しなければならない。

(個人データの第三者への提供)

第10条

- (1) 個人データを第三者へ提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得るものとする。ただし、法令等により許されている場合又は利用目的、個人データの項目、第三者への提供の手段又は方法、第三者への提供を中止すること、第5章に定める権利をあらかじめ本人に通知しているか、本人が容易に知り得る状態にある場合を除く。
- (2) 個人情報管理責任者は提供先に対して、提供目的の範囲内において処理すること等必要な制限を付し、その処理が適正に行われるよう配慮するものとする。

第4章 個人情報の廃棄

(消去・廃棄の手続き)

第11条

- (1) 個人情報の消去及び廃棄は、外部流出等の危険を防止するため、必要かつ適切な方法により行われなければならない。
- (2) 個人情報の廃棄作業は、当該個人情報を取り扱う会員等が、責任をもって行われなければならない。

第5章 保有個人データの開示・訂正・利用停止・消去

(保有個人データに関する事項の公表等)

第12条

(1) 個人情報管理責任者は、次に掲げる事項について、本人が容易に知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）におかなくてはならない。

①本会議所の名称

②保有個人データの利用目的（法令等により適用除外されている場合を除く。）

③法令等に基づき、本人から、当該本人が識別できる保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去又は第三者提供の停止の求め（以下「開示等の求め」という。）があった場合に、これに応じるために必要な手続き

④保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(2) 本人から、利用目的の通知又は開示を求められた場合、本人に対し、遅滞なく利用目的の通知又は開示（当該本人が識別されるデータが存在しない場合にはその旨）を書面（請求者が同意した方法があるときは当該方法）により行わなければならない。但し法令等により開示の義務が免除されている場合はこの限りではない。

(3) 前項により求められた保有個人データの利用目的の通知又は開示について、通知又は開示を行わないもしくは通知又は開示と代わるべき措置をとる旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなくてはならない。

(4) 第2項の場合、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することがある。手数料の額は、個人情報管理責任者が実費を勘案して合理的であると認めた範囲内で定めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続）

第13条

(1) 個人情報管理責任者は、開示等の求めに応じるにあたり、本人に過重な負担となることがないように、あらかじめ開示等を受け付ける方法を定めておくものとする。

(2) 個人情報管理責任者は、開示の求めがあった場合の対応者等の本会議所の対応方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 開示等の求めに応じるにあたり、本人に対し、その対象となるデータを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。個人情報管理責任者は、本人が容易に開示等の求めをすることができるよう、情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

（苦情・相談）

第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容について苦情・相談の申出があった場合、個人情報管理者は誠心誠意をもってこれにあたり、対応者等の本会議

所の対応方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(訂正等)

第15条

- (1) 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（本規程において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容について遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、合理的な期間内に内容の訂正等を行わなければならない。
- (2) 前項の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は行わないもしくは訂正と代わるべき措置をとる旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなくてはならない。ただし、対象者が通知は不要である旨同意した場合にはこの限りでない。

(利用停止等)

第16条

- (1) 本人から、正当な理由に基づき当該本人が識別される保有個人データの利用の停止・消去、第三者への提供の停止（本規程において「利用停止等」という。）を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、その求めに理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行わなくてはならない。但し、法令に基づく正当な理由がある場合、利用停止等の措置に多額の費用を要する場合、その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りではない。
- (2) 前項の規定に基づき、利用停止等を行ったとき又は行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対して、遅滞なく、その旨を通知しなくてはならない。

第6章 組織及び体制

(個人情報管理責任者・個人情報管理者)

第17条

- (1) 個人情報管理責任者は、個人情報管理者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理しなくてはならない。
- (2) 個人情報管理者は、会員等に個人データを取り扱わせるに当たり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(研修の実施)

第18条 個人情報管理責任者は、会員等、個人情報委託先等の関係者に対し、定期的に個人情報保護のため、必要な研修を行わなければならない。

第7章 雑 則

(守秘義務)

第19条 個人情報管理責任者及び個人情報管理者並びに会員等、個人データを取扱う者は、業務上知り得た個人データの内容を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る役職を退いた後も、同様とする。

(個人情報を取扱う際の注意義務)

第20条 個人データを取扱う会員等は、以下の事項について遵守しなければならない。

- (1) 個人データが記載された帳票類（電磁的記録媒体も含む）にある個人データは、個人情報管理者の許可なく、本会議所外はもちろん、あらかじめ定められた場所以外に持ち出すことはできない。但し、会員に配布される会員名簿等、公に広報されるものについてはこの限りではない。
- (2) 個人データが記載された帳票類について複写の必要が生じた場合は、あらかじめ必要な枚数のみ複写しなければならない。
- (3) 個人データが記載された帳票類をFAX送付する際は、送信する前にFAX番号を十分に確認して行うこと。
- (4) プリント出力した個人データが記載された帳票類は速やかに回収し、プリンターに長時間放置しないよう努めるものとする。
- (5) 個人データが記載された帳票類は、鍵の掛かる場所で厳重に管理すること。
- (6) 業務上知りえた個人データ及びその内容について、本会議所内外を問わず、業務上の要請のなき場合、口外しないこと。
- (7) 本会議所外や部外からの問い合わせについて、回答の可否・内容など、対応方法は必ず個人情報管理者に確認し指示、判断をあおぐこと。
- (8) 個人データが記載された帳票類の廃棄処分は、個人情報管理者に確認の上、必ずシュレッダー処理等の適切な処理を行うこと。

(違反に関する措置)

第21条 本規程に違反する事象が発生した場合については、直ちに個人情報管理者又は個人情報管理責任者がその調査を行い、理事会に報告する。また、必要かつ適切な措置については理事会の決議において行われるものとする。

(本規程の見直し)

第22条

- (1) 本会議所は、適切な個人情報の保護を維持し適正な本規程の運用をするために、必

要に応じて、本規程を見直さなければならない。

(2) この規程の改廃は、理事会の決議において行われるものとする。

(法令遵守)

第23条 本会議所は、個人情報の保護に適用される法令等を遵守する。

(定めのない事項)

第24条 本規程に定めのない事項については、個人情報の保護に適用される法令等の定めに従う。

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。